

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】令和5年9月14日(2023.9.14)

【公開番号】特開2022-46292(P2022-46292A)
 【公開日】令和4年3月23日(2022.3.23)
 【年通号数】公開公報(特許)2022-051
 【出願番号】特願2020-152248(P2020-152248)
 【国際特許分類】
 H 0 4 L 1 3 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)
 【 F I 】
 H 0 4 L 1 3 / 0 0 3 0 7 Z

10

【手続補正書】
 【提出日】令和5年9月5日(2023.9.5)

【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

通信装置であって、
 他の通信装置との通信接続を介して、前記他の通信装置へ送信する送信パケットを格納する送信キューと、
 前記他の通信装置へ送信する新たなデータが生成された際に、前記送信キューに格納された前記送信パケットであって、前記他の通信装置へ送信されていない未送信パケットを前記送信キューから削除するかを判定する判定手段と、

30

前記判定手段により前記未送信パケットを削除すると判定された場合、前記通信接続を維持したまま、前記送信キューに格納された前記未送信パケットを削除する削除手段と、
 前記削除手段により前記未送信パケットを削除した場合に、前記新たなデータに係る送信パケットを、前記通信接続を介して前記他の通信装置へ送信する送信手段と、
 を有することを特徴とする通信装置。

【請求項2】

前記判定手段により前記未送信パケットを削除すると判定されなかった場合、前記送信手段は、前記通信接続を介して前記未送信パケットを前記他の通信装置へ送信することを特徴とする請求項1に記載の通信装置。

【請求項3】

前記通信接続を介した通信の伝送レートが第1の閾値を下回った場合に、前記判定手段による判定が行われることを特徴とする請求項1または2に記載の通信装置。

40

【請求項4】

前記通信接続を介した前記他の通信装置へのパケットの送信が所定時間、行われなかった場合に、前記判定手段による判定が行われることを特徴とする請求項1または2に記載の通信装置。

【請求項5】

前記判定手段は、前記送信キューに格納されている前記未送信パケットの量が第2の閾値よりも多い場合に、前記未送信パケットを前記送信キューから削除すると判定することを特徴とする請求項1から4のいずれか1項に記載の通信装置。

【請求項6】

前記通信装置は複数のアンテナを有し、

50

前記他の通信装置との通信に用いるアンテナを切り替えない場合には、前記削除手段は前記通信接続を維持したまま、前記送信キューに格納された前記未送信パケットを削除し

、
前記他の通信装置との通信に用いるアンテナを切り替える場合には、前記削除手段は前記通信接続を切断して、前記送信キューに格納された前記未送信パケットを削除することを特徴とする請求項 1 から 5 のいずれか 1 項に記載の通信装置。

【請求項 7】

前記通信接続は、IEEE 802.11 シリーズ規格に準拠した通信を行うための接続であることを特徴とする請求項 1 から 6 のいずれか 1 項に記載の通信装置。

【請求項 8】

前記通信装置は、前記他の通信装置へ送信すべき画像データを含む送信パケットを前記送信キューに格納することを特徴とする請求項 1 から 7 のいずれか 1 項に記載の通信装置。

【請求項 9】

前記判定手段は、ユーザによる所定の指示を受信した場合に、前記他の通信装置へ送信されていない未送信パケットを前記送信キューから削除することを特徴とする請求項 1 から 8 のいずれか 1 項に記載の通信装置。

【請求項 10】

他の通信装置との通信接続を介して、前記他の通信装置へ送信する送信パケットを格納する送信キューを有する通信装置の制御方法であって、

前記他の通信装置へ送信する新たなデータが生成された際に、前記送信キューに格納された前記送信パケットであって、前記他の通信装置へ送信されていない未送信パケットを前記送信キューから削除するかを判定する判定工程と、

前記判定工程において前記未送信パケットを削除すると判定された場合、前記通信接続を維持したまま、前記送信キューに格納された前記未送信パケットを削除する削除工程と

、
前記削除工程において前記未送信パケットを削除した場合に、前記新たなデータに係る送信パケットを、前記通信接続を介して前記他の通信装置へ送信する送信工程と、

を有することを特徴とする制御方法。

【請求項 11】

コンピュータを請求項 1 から 9 のいずれか 1 項に記載の通信装置として動作させるためのプログラム。

【請求項 12】

通信装置であって、

他の通信装置へ送信する映像データに関する送信パケットを格納する送信キューと、

前記送信キューに格納された前記送信パケットであって、前記他の通信装置へ送信されていない映像データを含む未送信パケットを前記送信キューから削除するかどうかを判定する判定手段と、

前記判定手段により前記未送信パケットを削除すると判定された場合、前記他の通信装置との接続を維持したまま、前記送信キューに格納された前記未送信パケットを破棄し、前記送信キューに新たに生成した映像データに関する送信パケットを前記送信キューに格納し、当該送信キューに格納された前記新たに生成した映像データに関する送信パケットを前記他の通信装置へ送信する送信制御手段と、

を有することを特徴とする通信装置。

【請求項 13】

前記判定手段は、前記送信キューに格納された前記映像データに関する送信パケットが所定の期間の間、前記他の通信装置に対して送信がなされなかった場合に、当該所定の期間の間、前記他の通信装置に対して送信がなされなかった送信パケットを前記送信キューから削除すると判断することを特徴とする請求項 12 に記載の通信装置。

【請求項 14】

前記未送信パケットを破棄することは、当該未送信パケットが格納されているメモリ領域

10

20

30

40

50

について、他のデータを書き込み出来ない状態から、書き込み可能な状態にメモリのアクセス管理状態を変更することで未送信パケットを破棄することを特徴とする請求項 1 2 又は 1 3 に記載の通信装置。

【請求項 1 5】

前記送信パケットは無線通信で前記他の通信装置に送信されることを特徴とする請求項 1 1 から 1 4 のいずれか 1 項に記載の通信装置。

10

20

30

40

50